

## 市立病院内の売店・食堂等管理運営事業者募集について

当院では売店・1階喫茶コーナー及び2階職員食堂（以下「売店・食堂等」という。）について、患者・職員及び病院に来院する方々が今まで以上に利用しやすいものになるよう利便性の向上を図るため、民間のノウハウを活用して新たな運営体制でリニューアルした施設に変更しようとして計画しています。

そこで、売店・食堂等を管理運営する事業者を募集します。希望のある事業者は、企画提案書を市立病院事務部病院管理課内病院経営室まで提出してください。

### 1 企画提案内容

市立病院内の売店・食堂等管理運営業務

### 2 企画提案内容に関する条件

企画提案の条件

- (1) 喫茶コーナーまたは売店内付近に ATM（現金自動支払機）を設置して、患者・職員の利便性に寄与する提案とすること。

なお ATM 導入費用及び運営費用に関しては企画提案事業者負担とすること。

- (2) 利用者の拡大を図ることから、施設の小規模な改修は認めるものとする。

改修に関する費用負担については施設管理者と充分協議すること。基本的には病院施設のパーティションや配管・配線などは病院負担とし、店舗内の冷蔵ケース・陳列用ショーケースなど、売店・食堂等を運営するのに必要なものは企画提案事業者負担とすること。

- (3) 利用者の拡大を図ることから、防犯に留意することを基本に現状の営業時間よりも延長することは認めるものとする。（施設管理者との協議が必要）

現状の営業時間 1階喫茶コーナー及び2階職員食堂：9：30 から 14：00

1階売店：8：30 から 17：00

- (4) 1階売店・喫茶コーナーの施設内の陳列ケース等配置に関しては、車椅子などの利用者へ充分配慮すること。

- (5) 1階喫茶コーナーは来訪者の休憩所も兼ねているので、休憩機能にも配慮すること。

- (6) 現状の占有箇所ではなく病院正面玄関横の外来患者用駐車場の一部（180㎡程度）を病院から借用して、そこに建物を建設して売店等を運営する企画提案も可能とします。

（ただし建設費については企画提案事業者負担とする。）

- (7) 施設使用料を毎月納入できる方を対象とします。

（施設使用料として固定費 15 万円程度＋当月の売上金額の 3%を施設使用料として病院に納付すること。）

ただし前項のように施設を新たに建設して事業を実施する場合には、建設費用を回収できるまでの期間については、全額減免措置とする。

- (8) 個人・法人として市県民税など市税や市へ納めるべき各種使用料等に関して滞納していないこと。

(9) その他、企画提案内容によっては富士宮市立病院と調整する場合がある。

などが条件となります。

3 企画提案書の内容は次の点に関して記載すること。（該当項目がない場合は記載の必要なし）

- (1) 組織に関する事項 (1) 経済的安定性 (2) 経営方針、実績等 (3) 体制（人員配置、職員研修等） など
- (2) 施設の運営管理に関する事項 ・無理のない収支見込であるか など
- (3) 食堂運営上の工夫 ・外来者・職員の利用が図れるメニューとなっているか など
- (4) 売店運営上の工夫 ・利用者の利便性（品揃えなど）は図られているか
- (5) サービスに関する事項・障害者、高齢者等に対する配慮が見られるか  
・利用者の利便性（品揃えなど）は図られているか など
- (6) 防犯・防災対策、緊急時対策について・防犯・防災対策がとられているか など
- (7) 改善に対する姿勢について ・常に利用者が使いやすいように改善しようという姿勢があるかなど
- (8) 要望、トラブルについて ・利用者からの意見、要望の把握方法を考えており、適切な処理が可能かなど
- (9) その他 ・他の業者と比較して優れている点について記載してください

4 施設の使用料等について

「富士宮市行政財産の目的外使用に関する使用料条例」第2条により占有面積に応じたの「土地代」として相続税課税標準価格の100分の2、建物については市長が定める1㎡当たりの評価額の100分の3に使用面積を乗じて得た額の合算額を基本とするが、同条第3項を準用して、当月売上金額の3%（100円未満の端数切捨て）を加算するものとする。

納入金額の目安としては土地代等として月額15万円程度になり、この額に売上に応じた使用料が加算された金額を毎月の使用料とする。

ただし、既存施設以外に病院の敷地内に施設を構築して売店等を運営する場合には、市立病院と事業者の協議により、建設に要した費用等の回収期間については使用料を全額減免措置として、建設資金回収後において当該施設を市立病院に帰属（寄付行為）して正規の使用料を納付することとする。

なお、資金回収途上で当該事業から撤退する場合には、書面にて2ヶ月以上前に市立病院に申し出を行い、当該施設場所を原状復旧することとする。（ただし市立病院と事業者の協議により、原状のまま市立病院に引き渡す場合もあるものとする。）

5 覚書の締結について

市立病院と事業者は、売店・食堂等運営に関して覚書を作成し合意事項を相互に確認することとする。（覚書の内容については、決定業者と後日協議します。）

## 6 売店・食堂等運營業者の選定方法

- (1) 選定は、公募型提案協議(プロポーザル)方式により行います。
- (2) 選定は、富士宮市立病院売店・食堂等選定委員会にて実施します。なお、選定委員は下記のとおりとする。
  - ①富士宮市立病院病院長 ②富士宮市立病院副院長 ③富士宮市立病院事務部長
  - ④富士宮市立病院看護部看護部長 ⑤富士宮市立病院薬剤部薬剤部長 ⑥富士宮市立病院診療技術部診療技術部長 ⑦⑧富士宮市立病院診療部診療部長 ⑨富士宮市立病院事務部病院管理課長 ⑩富士宮市立病院事務部医事課長 ⑪富士宮市立病院職員組合執行委員長
- (3) 選定委員会は、応募された事業者に対して、提案に対する質疑及び細く説明を求めするために、必要に応じて面接ヒアリングを行うことができます。
- (4) 企画提案書、面接ヒアリング等の結果を総合的に判断し、1者ないし複数者を契約候補者として決定します。
- (5) 当該選定委員会の事務局は富士宮市立病院事務部病院管理課内病院経営室が行うものとする。

## 7 企画提案参加要件

### 参加要件

- (1) 資本金の額、資産・負債の状況等から経営基盤が十分に整っていること
- (2) 累積欠損がなく、経営状態が良好であること
- (3) 国税及び市税（本社所在管轄自治体）の未納がないこと
- (4) コンプライアンス体制等が整備されていること
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (6) 障害発生時の対応は、常時サポート(24時間365日)体制をとっていること

## 8 参加申請書類の提出

- (1) 提出書類 様式1「富士宮市立病院売店・食堂等に係る企画提案参加申請書」  
企画提案内容については、任意の様式で提出してください。  
1業者が複数の企画提案を申請しても構いません。
- (2) 募集期間 平成22年 3月 8日(月) 午前8時30分から  
平成22年 3月25日(金) 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒418-0076  
静岡県富士宮市錦町3番1号  
富士宮市立病院 事務部病院管理課(病院経営室)  
TEL 0544-27-3151(内線206)  
Fax 0544-23-7232  
Eメール: [h-kanri@city.fujinomiya.shizuoka.jp](mailto:h-kanri@city.fujinomiya.shizuoka.jp)

(4) 提出方法 上記まで持参するか、郵送にて提出してください。

## 9 選考結果の連絡について

企画提案書等の採用決定事業者には、企画提案参加申請書提出期限の日から10日以内に連絡いたします。不採用の連絡はいたしません。

なお企画提案事業者が多数あり、面接ヒアリングを行う場合には、当院から実施日時を連絡し、面接ヒアリング実施日時から10日以内に選考結果を通知します。

なお、面接ヒアリングを実施する場合、ヒアリングを欠席する場合は辞退したものとみなします。

## 10 当院の概要

### <病院概要>

当院は、電車及びバスを利用する交通弱者の方が利用しやすい富士宮駅南口から徒歩3分の場所に位置し、地域の基幹病院として富士宮市民をはじめ芝川町、山梨県峡南地区（南部町、下部町）を含む近隣市町村住民(医療圏人口16万人)の高度かつ多様化する医療需要に対応し、良質な医療を提供すべく、医療体制の充実、医療及び看護水準の向上、開業医との病診連携を促進し、また施設及び高度医療機器の整備に努めています。

平成20年度の実績

入院患者数：年間延べ患者数110,952人（1日平均304人 病床利用率は86.9%）

外来患者数：年間延べ患者数190,375人（1日平均783人）

住所：静岡県富士宮市錦町3番1号

電話：0544-27-3151 Fax：0544-23-7232

院長：木村 泰三 事務部長：広瀬 辰造 看護部長：佐野 芳江

職員数：495人(平成22年1月1日現在)

上記以外の病院関連従事者としての委託等職員100人前後

### <施設>

- (1) 敷地面積 19,924.56 m<sup>2</sup>（内附属施設分893.73 m<sup>2</sup>）
- (2) 建築面積 7,497.97 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 21,380.71 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模 本館 鉄骨鉄筋コンクリート造5階  
南棟 鉄筋コンクリート造4階
- (5) 病床数 350床（7病棟）
- (6) 診療科目 内科・循環器科・外科・小児科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・放射線科・麻酔科
- (7) 駐車場 305台 身障者用7台

施設内における売店等占有面積

1階	喫茶コーナー	60.33 m <sup>2</sup>	
1階	売店	33.07 m <sup>2</sup>	
2階	職員食堂	123.55 m <sup>2</sup>	計 216.95 m <sup>2</sup>

※ 1階売店は職員組合が運営、1階喫茶コーナー及び2階職員食堂は同一業者に委託運営しています。

ただし、今回の企画提案により占有面積は変更する場合あり